

日蓮聖人の本尊（後篇）

塩田義遜

五、聖人本尊の本質

唱題鈔に発し開目鈔を経て本尊鈔に至って、聖人の本尊たる曼荼羅とその行儀は完成し、観心本尊に依る受持譲与となつたことは上述の如くである。かく唱題鈔を聖人本尊の意図と解した最初は、恐らく身延日乾の「当家本尊事」で、全鈔には題目を総、十界を別となし「総別の異と意得れば、処々の御書も相違なく一徹也」と述べ、優陀那日輝の「本尊弁」も法仏の魁体の下に本尊の相貌を説き「唱題鈔可_レ以_レ見_レ暗示_三十界本尊_一矣」も亦それである。その魁体に就て前者は法、後者は「即_レ法之仏」とは、これ共に寿量顕本の意と解すべきである。

若し本尊の魁体を定むべき寿量顕本に就ては、先に崎報十三号以来の望月所長、并高田教授等の論に尽きて居らうが、若し往年にこれを求むれば観如日透の「寿量顕本義」であらう。即ち同書は天台の塵点実成説に対し、灌頂鈔に依て且立塵点説をなし、本尊鈔の『所顯三身』、開目鈔の『諸仏分身』、十法界鈔の『本有十界』等の文に依り、『無始本有事成爲_三久遠実成_一、今日始成即久成同体也、顯_三說此旨_二云_三本門顕本_一』と述べ、更に『以_三久成釈尊_二爲_三本尊_一』と述べつゝ、かゝる久成釈尊を唱題鈔の『十方世界の三身円満の諸仏をあつめて、釈迦一仏の分身の諸仏と談ずる故に、一

仏一切仏にして妙法の二字に諸仏皆收まれり』等の文に依り、『本門所顯十界諸法、併は無始本覚如来所証全体故、此身即無作三身、所居士即本地寂光土也』等と説きつゝ、『所謂ありのまゝの妙法者無始本来事理二而不二是本住法也』即ち事がまゝの妙法と解し、これを以て涅槃經の『諸仏諸師所謂法也』となし。若し同帥の「本尊義」には報恩鈔に依り能依の仏と、問答鈔に依る所師所証の妙法を以て二種本尊を分ち、『宗家本尊雖有二種、法仏相望必以三所証妙法為本尊一、是当家正意也』と法本尊説をなしたのは、これ全く寿量顯本の意に徹せざるがためである。故に一妙日導は綱要の「寿量顯說妙法蓮華章」に、

問 向來屢聞壽量顯說本覚三身一、未_レ知_レ妙法蓮華顯發之義。答 所謂無作三身即是妙法蓮華經也。故曰無作三身宝号称言_レ妙法蓮華經、寿量品事三大事是也。豈得_レ無作三身之外別求_レ之耶（刪略三）

等と寿量顯本の仏を法仏一体と解し、始めて寿量顯本に依る仏本尊説を見るに至つたのである。されば優陀那日輝は更に「本尊弁」に三秘の二法に寄せて

以_レ三題目_レ属_レ法以_レ三本尊_レ属_レ仏之意在_レ文可_レ見。当_レ知意_レ即_レ法之仏_レ為_レ本尊一、以_レ即_レ仏之法_レ為_レ三題目_レ也。三大秘法中本尊別取仏

等と、始めて寿量顯本に依る仏本尊の意を明かにしたのである。而して本尊即ち曼荼羅たる寿量本仏は、問答鈔の扶老に日好が『惣々於別、別々於惣』と呼べる如く、本仏を中心としたる本仏の浄土なる故に、草木成仏口訣には『一念三千をふりすゝぎたる大曼荼羅』等とも述べらる所以である。

かゝる曼荼羅は本尊鈔に明示せる如く、本門八品の儀相であるが、かゝる儀相の曼荼羅化の根元を求むれば、これ不空の觀智儀軌であり、両密の法華經の曼荼羅であるが、聖人は恐らくこれ等に準拠せられたことは、本尊鈔を始め

呵責諍法鈔、曾谷鈔、撰時鈔、善無畏鈔、本尊問答鈔等に依て明かである。これ等の諸鈔には儀軌以来の法華經の謬解を是正して、聖人に依て始めて本門に立つ正像末弘の大曼荼羅と呼ぶる、本尊を見るに至つたのである。されば行學日朝は本尊論資料の「大曼荼羅事」「法華曼荼羅八葉九尊図」の外、「本尊鈔見聞」六には「彼由三宝塔品文、今涌出以下八品儀式也」と説き、又安国日講は「啓蒙」十八に「実云者写ニ彼両界曼荼羅、号ニ法華曼荼羅、其証蹟ニ今本尊ニ」等と述べて、我曼荼羅を以て反つて如法の実義となし、「如」是蹟ニ本尊ニ、真言宗所立両界曼荼羅、蘇悉地本尊三部四曼等、從ニ此曼荼羅ニ所垂之迹也」等と本末の批判を加へて居る。

若し古来の儀軌并に両密の法華曼荼羅の謬解とは、儀軌は本尊として迹門宝塔品の二仏並座を中尊とする曼荼羅を明し、その修法に至つて突如華嚴の普賢行願を出し、更に無量壽決定如来の真言を出す等に見れば、本尊と行儀とは全く不对といはねばならぬ。又台密は蓮華三昧經に依り、迹門段には宝塔品の二仏を大日の化身となし、本門の別釈には決定如来を、多宝塔中湛然常住兩部不二の大日法身と説き、更に靜然(二四一二五)は行林鈔に決定如来を以て久遠実成の釈迦、或は普賢等と説くも、最後に本尊を能説の教主釈迦と決し。若し東密の覺禪鈔は三昧經に依る不二の大日の外、釈迦、多宝、弥陀等と解し、最後台密は弥陀、東密は大日となし、台密承澄の阿婆婆鈔は大原決に依り釈迦報身となし、別に奮然の弥陀説等と見る如く雜然たるものであるが、かゝる異説を見ることは、全く聖人の所謂顯密雜亂の事実を物語るものである。

然るに聖人は曼荼羅を以て正しく本門八品の儀相とする故に、儀軌の決定如来を以て、行林鈔の如く能説の教主ならざる本門所蹟の本仏、乃至寿量蹟本の十方法界を体相となし、本尊鈔に

其本尊爲レ体本師婆婆上宝塔居レ空、塔中妙法蓮華經左右釈迦牟尼多宝仏、釈尊脇土上行等四菩薩、乃至此等仏造ニ

画正像ニ未レ有ニ寿量仏ニ來ニ入末法ニ始此仏像可レ令ニ出現ニ歟

等と、正しく『本師娑婆』『寿量仏』等と説き、先の開目鈔には寿量品の『然我実成仏已來』の文を掲げ、華嚴、阿含、浄名、大集、大日、仁王、無量義經、並びに方便品の『我始坐道場』の文を引き

一言に大虚妄なりとやぶるもんなり。此過去常顯さるゝ時、諸仏は皆釈尊の分身なり、今華嚴の台上、方等般若大日經等の諸仏皆釈尊の眷屬なり

等と、法華迹門の教主以下を悉く經文の『我說燃燈佛等』の文に摂し、本門の仏を以て『慧光照無量、壽命無數劫、久修業所得』の本仏となし、大日法身、毘盧遮那法身等に簡んで、常修常証常滿常顯の仏身となし、更にかゝる仏身を単に釈迦と呼ぶは、教主に濫する故に且らく付嘱の要法に寄せて表現せることは、本尊鈔に『妙法蓮華經乃至釈尊脇士』と説き、実相鈔に『釈迦多宝といふも用の仏、妙法蓮華經こそ本仏』とも、本尊問答鈔に『法華經の題目』等とも述べらるゝに依ても明かである。

右の如き本尊は上掲行林鈔の初義、阿婆娑鈔の大原決等の義に当り、總相たる曼荼羅は密教の菩提の境地、滿徳円満の仏果たる、諸仏聚、功德聚乃至輪円具足の曼荼羅の相に外ならぬのである。而してかゝる曼荼羅は聖人弘通の根本理想たる、安国論の『三界仏国』、開目鈔の『不退の大願』、本尊鈔の『閻浮第一の戒坦』、実相鈔の『大地を的』、撰時鈔の『妙覚の須弥山』『大涅槃の大海』等をその所期とする本尊である。これ実相鈔には

法界のすがた妙法蓮華經の五字にかはることなし、乃至一閻浮提第一の御本尊を信じさせ給へ、あひかまへてあひかまへて、信心つよく候て三仏の守護をかうむらせ給へし

等と本尊に対する信行を勧めらるゝ所以である。

かく本尊鈔、実相鈔、初心成仏鈔、問答鈔等佐後の諸鈔が三秘の中の本尊を神力別付の一秘、或は寿量品の『是好良業』たる妙法五字に寄せて表せらるゝことは、全く聖人一期弘通の正意に依るからであるが、これ迹門能説の教主に簡んだ寿量本仏の宝号と解したるが故である。由来大乘に於ては仏陀を小乗の灰身滅智の生身以外に求むることは開目鈔の内外相對の下に於て、外道の四聖三仙は生死の大海、六道の巷を渡す船橋にあらざと貶し、内典に就て『我大師は変易猶わたり給へり、況んや分段の生死をや』と述べられて、寿量品の初の『天人阿修羅皆謂』の説と同じく汎く大乘の仏身を語るものであるが、般若華嚴法相等権大乘に於ては菩薩六度の目的を、その総願成就の無住涅槃を本質とする、変易の生死の仏身に置くが、併し出世本懷の法華経は、これを寿量品は三世益物常在教化の仏身と説いたのである。これ天台が文句に無作三身等と説ける寿量顕本の仏身であり、開目鈔に諸宗の学者を不知恩と呼び、寿量顕本を『ねをびれの者のきゝたるほとゝぎすの一音』等と遊ばさるゝ所以である。

若し大乘經典に於ては、かゝる権大乘の菩薩の無住涅槃、法華経の常在仏身等の仏陀大悲の理想を、法身又は仏陀所説の經典そのものと解するに至つたことは、本尊鈔に寿量所顯の妙法を『本有三因』とも、『一念三千仏種』とも説き、これを証するに菩薩の出生を大乘と説ける無量義経、並びに『仏三種仏身從三方等生』と説く觀普賢経を引いて、寿量品を以て『一念三千本有三因仏種』の典拠と定めたのも、全く右の意に外ならぬのである。されば大品般若の法高品(曇無竭品)には

諸仏無所從來、去亦無所去、何以故諸法如不動相、諸法如即是仏、無生法無來無去、無生法即是仏、無滅法即是仏、實際法即是仏、空即是仏乃至寂滅法即是仏、虛空復即仏、離是諸法更無仏、諸仏如諸法如、一如無三分

別一(八、四二)

等と説き、大論九九には

無所得故名爲_レ仏、諸法実相即是_レ仏、乃至復次_レ仏有_二三種身_一、一者法身、二者色身、法身是真_レ仏、色身為_二世諦_一故有、乃至若人得_二諸仏法身相_一、是名_レ近_二阿耨菩提_一（二二五、七七）

等の文に明かなる如く、唱題鈔に釈迦を『一仏一切_レ仏の妙法』と説けるは、これ全く壽量所頌の無作三身の宝号に外ならぬのである。

若し又本尊問答鈔に掲ぐる涅槃經如来性品（南本四相品）の『諸_レ仏所師所謂_レ法也』（一二、三七、三七）とは、これ所詮法身の意なることは、章安の涅槃疏五に右の文を解して

復次迦葉去結_二定其異_一、昔涅槃中無_二正報之人_一、今涅槃中有_二於諸_レ仏_一、昔涅槃中無_レ有_二依報_一、今涅槃中有_レ法_レ爲_レ師。昔涅槃中雖_レ有_二諸_レ有_一、今涅槃中而有_二妙_レ有_一、所謂恭敬。昔涅槃滅_二煩惱_一已無_レ有_レ法、今涅槃中有_二常住_レ法_一。以_二法_レ常_一故諸_レ仏亦常、此仍略語。若具言_レ之以_二法_レ案我淨常_一故_レ仏亦復然（三八、八九）

と説ける如く、問答鈔に引用せる涅槃の文は、これ妙法五字が所詮法身の宝号なる意を明かにする為に外ならなかつたのである。これ唱題鈔に題日本尊の義に就て『法師品並びに神力品に見えたり』と述ぶる所以である。即ち法師品の『不須復亦舍利、已有如来全身』の文は、法身舍利の意を觀取し得るが、天台は更に文句に

此經是法身生處、得道之場法輪正体大涅槃處、此經所_レ在須_二立_レ塔供養_一。釈論云碎骨是生身舍利、經卷是法身舍利。不_レ須_二更_レ安_二生身舍利_一、生法二身各有_二全_レ碎_一皆可_レ解（三四、一〇）

と釈し、妙樂は記に『諸方便教法身碎也、法華一実法身全也』（三四、七〇）と註し、若し神力品は全鈔が単に品名を掲げて文を略す故に、古來動もすれば結要付囑の文と誤り五字に寄せて法本尊と解するが、今の文は次の勸奨付囑の

『經卷所住之處』等の文で、天台は文句に『坐道場是法身生處』（三四、二四）等と釈せる如く、全く經卷を以て直ちに所証法身とせる、大乘通途の法身の意に外ならぬのである。斯くの如く聖人が妙法五字を以て壽量所顯の本仏を表することはこれ全く大乘の通念に依ると共に、末法弘通の正意に寄せて三秘の本尊を表したことに就ては、觀如透師が法本尊を主張することは且く措き、本尊義に「第八、三箇法中祇尊為本尊」所以に就て、

宗旨秘法者塔中所付之要法、妙法蓮華經所謂本門題目也。而聖人垂教意在修行、滅後弘經意爾也。故題目なれば必唱行一途盛述。其実所觀所唱所持所學等之一切万徳万行、總括無非五字題目、此末法相応宗家大綱。如諸御書是故三大秘法中本尊題目述、亦專述唱名義、其戒坦本尊二義俱於題目中兼含無欠。教行証御書五字妙戒云々等とは、蓋し聖人弘通の大綱を述べて余蘊なしといふべきであらう。

六、兩密の法華曼荼羅

上述の如く聖人本尊の主体、曼荼羅の總體の中尊、乃至別相の十界は本仏の自体顯性の淨土、壽量所顯の本仏、一念三千の相貌たる故に、聖人は常に兩密の謬解を指摘し、就中本尊問答鈔には先づ自説を掲げ、次に總じて不空儀軌の誤を判じて

法華經の題目を以て本尊とすべし、乃至法華三昧を案するに法華經を本尊とすべし。不空三藏の法華儀軌は宝塔品の文によれり、此は法華經の教主を本尊とす。法華經の正意にあらず。上に挙ぐる所の本尊は釈迦多寶十方の諸仏の御本尊法華經の正意也

等と儀軌は宝塔品に依て二仏を本尊とするが、今の本尊は法華開頭の二仏、並びに十方諸仏の本尊なりと述べて、塔

中二仏を中尊とする宝塔品儀相を、迹門当分の教主本尊の義となし、並びに台密靜然の行林鈔等が中尊の決定如来を能説教主とする誤を指摘し、釈迦多宝等を以て本尊とせず、法華經の題目を以て本尊とすることは、法華經就中法師品、涅槃經乃至天台等の正意となし

法華經は釈尊の父母、諸仏の眼目也。釈迦大日總じて十方の諸仏は、法華經より出生し給へり

等と寿量顯本の意に依り、本仏の總相たる題目に寄せて曼荼羅を以て、末代大衆の本尊と定められたのである。若し曾谷入道殿許御書に

不空三藏還渡_ニ於_ニ天台_ニ捨_ニ真言_一、米_ニ臨_ニ於_ニ漢土_一建_ニ立天台_ニ於_ニ戒壇_一、兩界中央本尊置_ニ法華經_ニ等是也

等とは撰時鈔に『天台の大乗戒を盜で、代宗皇帝に宣旨を申し五台山の五寺に立たり』等の如く、不空一行の狂惑並びに、兩密が不空の儀軌を兩界和合の軌と呼べる等を、真言に帰伏の意を以て述べられたものである。

更に撰時鈔には古來龍樹造と伝ふる、菩提心論を以て不空の偽作となし、併せて儀軌が添品法華に依る不空の作なることを指摘し

其上不空三藏は誤る事かずをほし、所謂法華經の觀智の儀軌に、寿量品を阿弥陀仏とかけけるは眼前の大僻見、陀羅尼品を神力品の次にをける、屬累品を經末に下せる此等はいうがひなし

等と、儀軌に於ける法華諸品の位置が什訳妙法華と異り、崛多等の添品法華に依れる不空の偽作なる所以を指摘し、就中儀軌が曼荼羅には中台に二仏並座を安置しつゝ、その行儀に至って慢然、寿量品の仏を無量寿決定如来と説けるにより、古來台密の諸師が之を阿弥陀如来と、誤解せる根元なりと指摘しられたのである。併しかゝる台密の誤の源は、恐らく阿弥陀の梵名に、阿弥陀婆仏陀 *Amitābha Buddha* 無量光覺者と、阿弥陀瘦陀 *Amitayus Buddha* 無量寿覺

者との二様があり、慧心は正修觀記に

阿弥陀此東土翻名_二無量光_一、此無量光法華迹門、是故經云『今仏放光明、助發実相義』云々。又名_二無量壽_一、此無是壽者法華本門、是故『壽命無數劫、久修業所得』云々（仏全三一要引）

等と弥陀の異名を以て、法華迹本二門の弥陀の別名を解して居るが、併し既に壽量品には『慧光照無量、壽命無數劫』と、光壽二無量に寄せて説ける如く、由來光壽二無量は独り弥陀釈迦のみならず、遍く諸仏の仏徳即大悲の本質を象徴したものなることは、華嚴經の教主の毘盧舍那とは光明遍照であり、眞言の大日如來も亦光明を以て象徴して居るに依ても明かなるのみならず、般若經を始め阿弥陀經、平等覺經等の菩薩の本願には必ずかゝる光壽無量を止場するに依ても明かである。然るに壽命を以て独り釈迦の表徳とし。光明を以て独り弥陀のみものとせるは、これ全く釈家に於ける偏釈である。以上の外更に善無畏鈔に、矢張不空儀軌の誤として

大日經金剛頂經の兩部大日をば左右に立て、法華經多寶仏をば不二の大日と定めて、兩部大日をば左右の臣下の如くせり

とも亦報恩鈔に

月氏には教主釈尊寶塔品にして、一切の仏をあつめさせ給ひて大地の上に居せしめ、大日如來計り寶塔の中の南の下座にすへ奉りて、教主釈尊は北の上座につかせ給ひ、此の大日如來は大日經胎藏界の大日、金剛頂經金剛界の大日の主君なり。兩部の大日如來を明從等と定めたる、多寶仏の上座に教主釈尊居せさせ給ふ。

等とは、これ蓮華三昧經の壽量品の下に中胎諸仏に就て

妙法蓮華久遠実成如來、本來多寶塔中湛然常住、其名無量壽決定如來。手結_二法界定印_一首有_二二仏寶冠_一、寶冠左

有_二釈迦如来_一、是胎藏界毘盧遮那如来。右有_二多宝如来_一、是金剛界毘盧遮那如来常在_二塔中_一。等の文を、覚禪鈔等に決定如来を多宝仏とも両部不二の大日とも解するは、全く右の文に由来するものである。聖人曼荼羅中建治元年十一月（御本尊写直帖所載、身延曾蔵）の曼荼羅に善徳分身の次に両部大日を図示せるは、恐らく右の文に由来するものであらう。

然るに聖人は開目鈔に本尊の行儀と題目とを定むるに當って、本尊鈔の受持讓与の釈に先立って、法華涅槃の二經、大論、四論玄、玄義。吉藏疏の一論三釈の六文の外、善無畏の法華肝心真言を引き、題目を一部の肝心一念三千の大綱と釈されるが、聖人が題目を釈するに無畏の真言を以てせるは、恐らく静然が行林鈔に儀軌の決定如来の真言（阿婆婆鈔、仏全三七。覚禪鈔、全四六）に替へるに、無畏の真言を以てせるに由来するものであらう。即ち全鈔には右真言の『糞謨乃至娑婆訶』の六十字中、最初の三十四字（悉曇廿二字）を引き

是法花迹門意也、以_二開示悟入四仏知見理_一、為_二法花迹門体_一、乃至大日如来胎藏無所不至真言、以_二阿阿暗嚵_一為_二周遍法界四処輪種子真言_一。

等と釈し、次の『薩哩達摩浮陀哩迦蘇駄覽』（悉曇十一字）を『妙法白蓮花經此是類名、亘_二本迹二門_一故安_二中間_一兼_二於前後_一』等と、経題を以て二門の中間に案ずるは、これ自ら二門所詮の精要の意を表し。最後『惹畔鑿瓮』等十五字（悉曇十二字）を

法花本門意也、以_二鉤索鎖鈴四菩薩_一、表_二金剛界果曼荼羅_一、本門之時一切声聞縁覚諸天大衆皆悉入_二住無量寿決定如来寂靜真如大功德_一、遊戯作_二歡喜_一。衆衆各々現_二於無量神徳_一、一々擁護故。

等と金剛界四菩薩を以て上行等四菩薩に相応せしめて、本尊鈔の『此時地涌千界出現本門釈尊為_二脇士_一』の意を彷彿

せしむるが、最後に

師伝云胎藏金剛兩部法即是法華本迹二門意也。乃至夫妙法蓮花經者、諸仏出世之本德衆生成仏直道也。縦不_レ知_二実相之深理_一豈不_レ作_二菩提遠因_一（正藏六七、三六）

等と、静然が無畏の真言に依て、儀軌の曼荼羅を兩部合成と解したことは、聖人の本尊並びに行儀と一脈相するものを見ざるを得ないのである。

かゝる法華肝心真言が、果して無畏のものなりや否やは明かでないが、この真言は註法華經中結經部にこれを引用し、且つ、全真言の下に

今此陀羅尼是善無畏三藏於_二南天竺鉄塔中_一得_レ之、付_二金剛智_一金剛智付_二不空_一、不空付_二一行阿闍梨_一秘密真言也。

等の相承に依て不空一行との関連が考へられるが、これに就て智証の義釈目録縁起に依れば、当時徳清の延曆寺本（十卷）二部、空海の高雄寺本（二十卷）、慈覚將來本（十四卷）、慈覚將來本（十卷）各一部の四部の異本があり、前二本には不空の菩提心論中の註に見る、法華の開示悟入と四種阿字の対釈は無いが、後の二本には此の文あり（仏全二六、七六）といひ、現に大日經の悉地出現品第六の『以_二三音_一四処流出』等の下疏十一には単に『從_二阿字_一出_二三字_一成_二四字_一』等（三九、六四）と見え、義釈八には

言_二三音四処_一者、仏心是一阿字本不生、阿本不生行、暗本不生菩提、顯本不生涅槃、則四義四相雖_二不同_一、而体未_二更異_一也（八、四三）

等と述べ四阿字を開示悟入に含釈し、更に長声阿字を説き『以此五字_二如来方便智_一、統_二收一切仏法_一無_レ有_二遺余_一』等と見え、且つ菩提心論に四阿字の釈に次で『又將_二阿字_一配_二解法華經中開示悟入字_一也』（三二、五七四）等に見えるが、こ

れ等に依て聖人が菩提心論を不空偽作と断ずる意自ら明である。併し果宝の如きは目録疏七の『今此本地身又是妙法蓮華最深秘処』の釈に準じて、右の義釈の四仏知見の釈を容認するが、静然行林鈔に於ける無畏の法華肝心真言の解も、撰時鈔に指摘せらるゝ如く、大目録義釈に由来することば明かである。無畏の法華肝心真言は勿論更に研究を要するが、右真言は梨大の白石教授は

Namah smanta - bubhanam om a a an ah sava - buddha jñānena śaksohvyāh gaganava - laksanam. Saddharmo - pun
barika - sutram jah hūm vam hah vojra raksa nām ! hūm svākā !

南無普く諸仏の為に、一切諸仏は智に依て動揺せらるゝことなし。虚空を自らの相となすもの（これ）妙法蓮華經なり。金剛よ、我を護れ、ウン、ソワカ

等と決されて居るが、曼荼羅の相が彷彿と觀取せられるのである。

いふ迄もなく聖人も佐前は専ら天台沙門、伝教大師門人等といひ、外相承に天台伝教の両師を掲ぐる如く、法華經の行者としては正に天台相承なることは明かであるが、現に保田妙本寺の不動愛染感見記に

自_二大日如来_一至_二日蓮_一廿三代、嫡々相承、建長六年六月廿五日、日蓮授_二新仏_一

並びに金沢文庫の「理性院血脈」には

大日—金剛薩唾—龍猛—竜智—金剛智—不空—惠果—弘法—真雅—源仁—聖宝—觀賢—淳祐—元泉—仁海—成尊—
義範—勝覺—賢覺—賢信—乘印—勝因—覺舜—真空—日蓮—実性—源舜—性鏡—明沢—実真—素密

等と次第し、先は廿三代今は廿五代が聖人となって居る。又中山藏の「五輪九輪祕密義釈」の奥書には

建長三年十一月廿四日戌時了。五帖之坊門、富小路西南、坊よりは南、富小路よりは西

等とあるに依て、東密の相承も否み得ないのである。随つて、聖人の本尊並に行儀は、真言に由漸なしとはいひ得ないし、就中不空の儀軌、静然の行林鈔（二四—二五）等にも由漸することは、実相鈔、日女鈔等の『天台云実相深理本有妙法蓮華經』の文、就中始頭以来の曼荼羅の勧請式が、胎藏の八葉九尊式より純本門式への脱化であり。花押も弘安の始より金剛界大日の種子たる鑿字より、両部不二の一字金輪の大日の種子たる勃魯唵字への変化（棲神三〇）はさること乍ら、密教との関係は全く見逸し得ぬ所である。

因にこれを傍詮するものとしては、曼荼羅の両側の不動愛染の二明王であるが、共に儀軌曼荼羅の外金剛部に見え不動は南西隅で愛染は東北の烏窠沙摩に替へたのであるが、元來二明王は大日の寂照の二徳たる、生死即涅槃、煩惱即菩提の表現で、二明王の梵字は首題の光明点と共に大羅曼荼羅の一種の莊嚴を意味するものであるが、聖人は文永晩年の最略式の曼荼羅以来、必ず此の二明王を勧請し、前述の建長六年の感見記には

生身愛染明王拝見、正月一日日蝕之時、吽悉底惹吽鑿究（悉曇）、生身不動明王拝見、自二十五日至三十七日、曩膜三曼陀沒陀南倅（悉曇）

等と記されたる一吽悉底 *hūm si tih* は愛染明王の理智冥合の時の塔印、惹倅鑿究 *jah hūm van hoh* は金剛界の四菩薩の種子の外、入住遍歡喜の意で、無畏法華真言の本門の句に合致し。後の堅固擁護の句は見えぬが、恐らく四菩薩に寄せて擁護の意を表した、『愛染よ擁護あれ』の義であり、又不動の下曩膜三曼陀沒陀南 *nāmh Samantā-bu ddhānu* は帰命仏陀で、これ無畏真言の迹門分最初の句で、如來の唵 *om* を不動明王の種子倅 *hūm* に替へたもので、『南無不動明王よ』の意で、胎藏曼荼羅の外金剛部に相等する曼荼羅の両側に、四天王と共に二明王の擁護を表したものである。

七、三大秘法と妙法五字

かくの如く聖人の本尊は、不空儀軌の法華曼荼羅に発し、兩密就中台密に於て蓮華三昧經に見る如く、迹門より次第に本門に進展し、終に聖人の大曼荼羅に至つて、如法に大成せられたものである。今かゝる法華曼荼羅を大觀すれば先づ不空儀軌の宝塔品の二仏並座中胎曼荼羅、並に伝通縁起に見ゆる鑑真和尚唐招提寺の戒壇本尊は、一往法華迹門本尊、次で蓮華三昧經の妙法蓮華久遠実成如来、其名無量決定如来は、先の迹門分の別積なる故に、静然の行林鈔の『兩部法即是法華本迹二門意也』と共に、かゝる台密の兩法華曼荼羅は本迹未分の本尊である。以上の解釈を排して、正しく法華本門の意に立つて、光顯せられたのが聖人の本門本尊たる大曼荼羅である。

これに就ては既に善無畏鈔、報恩鈔、問答鈔に依て明かであるが、就中その意を明にせられたのは、法華取要鈔である。即ち全鈔には

教主釈尊既五百塵点劫已来妙覺果滿仏。大日如来阿弥陀如来藥師如来等、尽十方諸仏我等本師教主釈尊所從等也、
天月万水浮是也。華嚴經十方台上毘盧遮那、大日經金剛頂經兩界大日如来、宝塔品多宝如来左右脇士。例如三世王
兩臣、此多宝仏寿量品教主釈尊所從也

等と諸宗の本尊は勿論、兩界大日を以て迹門宝塔品の多宝如来所從脇士となし、正しく寿量所顯の塵点実成の釈尊を以て本尊となし、且つかゝる本仏は妙法五字を宝号とする故に、実相鈔には『法界のすがた妙法蓮華經の五字』とも亦草木成仏口決には『一念三千をふりすゝぎたる大曼荼羅』等と説き、本尊鈔には四十五字の法体に次で曼荼羅を説いて、その本質相貌を明かにし、總勘文鈔には

十方法界為_二身体_一、十方法界為_二心性_一、十方法界為_二相好_一、乃至十界外無_レ仏外無_二十界_一、依正不二、以_二三_一仏身体_二云_二寂光土_一、

とも、亦日女御前御返事には

是全く日蓮が自作にあらず、多宝塔中大牟尼世尊分身の諸仏_{〇〇}す_〇り_〇か_〇た_〇ぎ_〇たる本尊也。乃至妙法五字の光明にてらされて、本有の尊形となる是を本尊とは申す也。

等と本尊の体相用を明にせられて居る如く、題目が仏陀の因果の功德聚たる如く、本尊も亦本仏の毎自悲願、能為救護の象徴に外ならぬのである。

若し聖人の曼荼羅中に於て、上掲取要鈔の文に合致する曼荼羅としては、上述身延曾存建治元年十一月の本尊（長五尺・巾三尺五寸八分、十三枚継）で、此の本尊は上段の仏部に二仏の外善徳十方、兩部大日を列ね、四菩薩にも『六万恒河沙』と附記し、二段の蓮華部に四阿修羅王を加へ、下段金剛部に天台伝教等の外修禪寂光の兩大師を見、外金剛部の四大天王は大集月藏經（一三、_{言六}）に依り、他の曼荼羅と表現を異にし、持国、広目、増長の三天も悉く梵名のみならず、楽勝提頭頼吒、大（火）華毘楼勤叉、拘羅毘沙門、旃檀華毘楼博叉等と具名を以て書かれて居る。若し聖人一期に於ける曼荼羅に就ては、文永期総婦命、建治以後四聖婦命、弘安以後善徳仏を除ける純本門八品儀相たる、顕密超過の大曼荼羅なることは、本誌（二二、三〇）の抽稿の如くである。

更にかくの如き聖人の本尊に対する、先匠の見解に就て見るに、滅後二五年頃健鈔の日耀は本尊鈔の下、中尊の題目を『万法総体にして諸仏師範也』と解し、玄義一の『妙法諸仏所証得』、文句十の『法是聖師』、止観一の『諸仏所師』等の文を引き人法の両釈をなし。三五〇年頃の身延日乾（当家本尊事）は唯法広略総別説。日遠（今家本尊論落

居)は教觀人法説、觀如日透(当家本尊義)は法仏相望法正説、禪智日好(扶老)は日透と同行異曲で法本尊説で、兩師は共に法正人傍論者である。かくて滅後五〇〇年頃に至り一妙日導(綱要)、優陀那日輝(本尊弁)の仏本尊論に結着したのであつた。更に近代田辺善知師の法本尊説の外、概ね仏本尊論であるが、先頃の崎報(一〇四)本尊特集号にも、尚ほ法仏の論が在するを見るのである。

併し厭で聖入の末法弘通に就て見るに、常に『愚者多き世』(唱題鈔)、『末代濁世の愚人』(善無畏鈔)、『末代惡世の凡夫』(問答鈔)等と仰せらるゝ如く、佐前に於ては濁世の凡愚、即ち逆謗の二人に題目の下種を以て弘通の正意となし、佐渡に至つては法華取要鈔に『我門弟順縁日本国逆縁』と述べられたる如く、開目鈔に『三密の油』(真言)、四条金吾御返事に『本門寿量の三大事』(法華深義)。三種菩薩事に『本門の三学』(円の三学)等と、本門の三大秘法を密表し、本尊鈔に至つて受持讓興に次で『事行南無妙法蓮華經五字並本門本尊』と始めて、本門の三秘の二法を明かにし、次で富木殿御返事の『寿量仏与三肝要五字』(法華三)、波木三郎殿御返事の

『本門教主寺塔乃至妙法五字』(法華三)、顯仏未來記の『本門本尊、妙法五字』(法華三)等の三秘の二法、並びに行者値難事の『本門本尊与三菩薩戒壇、南無妙法蓮華經五字』(法華三)、法華取要鈔の『本門本尊与三戒壇一与題目五字』

(法華三)、教行証御書の『本門の本尊戒壇等』(法華三)三秘の中に見ゆる本尊は、悉く寿量所頭の本門教主釈尊なることとは報恩鈔の文に依て明かである。されば妙法曼荼羅供養の『妙法蓮華經御本尊』を始め、諸法実相鈔の『妙法蓮華經こそ本仏』、日女御前御返事の『首題の五字』、本尊問答鈔の『題目本尊』等も、亦迹門の釈迦仏に簡んで妙法五字を宝号とする、本門の教主釈尊なることは明かである。これ撰時鈔に神力品の空中唱声の文を会釈して、『南無釈迦牟尼仏、く。南無妙法蓮華經、く。』(法華三)等と宣はれたるに依ても、復「呵責謗法鈔」に神力品の結要付屬を述

べ終つて、

二千二百余年が間、教主釈尊の絵像木像を賢王聖主は本尊とす。然れども但小乘大乘華嚴觀經、法華經の迹門普賢經等の仏、真言大日經等の仏、宝塔品の釈迦多宝等をば書けども、いまだ寿命品の釈尊は山寺精舎にまします(七四)等と題目本尊共に妙法五字を以て示され、更に教行証御書には

法華經の本門の肝心妙法蓮華經は、三世諸仏の万行万善の功德を集めて為ニ五字一、此五字の内に豈不レ納ニ万戒功德一乎。但此具足の妙戒は一度持て後破らんとすれども不レ破。是金剛宝器戒とや申けんなど可レ立。三世諸仏は持ニ此戒一法身報身応身など、何れも無始無終の仏に成らせ給ふ

等と遊ばされたる如く、聖人は題目は勿論本尊並に妙戒(戒壇)をも、共に妙法五字に寄せて述べられしことは、これ正しく愚者多き末法弘通の大綱に約されたるがためである。

併し同じく五字を以て表するにすも、既に取要鈔には『為ニ逆縁一但限ニ妙法蓮華經五字一耳、例如ニ不輕品一。我門弟順縁、日本国逆縁也』と説かるゝ如く、逆縁弘通の一秘は妙法五字なることはいふ迄もないが、順縁の三秘は単なる五字にあらざること、義浄房御書に

寿命品の法門は日蓮が身に取りてたのみあるぞかし。天台伝教等も粗ぼしらせ給へども、言に出して宣へ給はず。龍樹天親等も亦如是。寿命品の自我偈云『一心欲見仏、不自惜身命』云々、日蓮が己心の仏界を此文に依て顯す也。

其故は寿命品の事の一念三千の三大秘法を成就せる事此經文なり。可レ秘可レ秘

等と述べ、聖人の己心仏界即ち上行の開顯は、不惜身命の強盛の信心に依られし如く、四条金吾に宝塔品の『此經難持』の文に寄せて受持の意を纏説せられ

此經をきゝうくる人は多し、まことに聞き受くる如く大難来れども、憶持不忘の人は希なる也。受くるはやすく持つかたし、さる間成仏は持つにあり、乃至三世諸仏の大事なる南無妙法蓮華經を念ずるを持つとは云也。

等と説ける如く、受持譲与とは妙法五字に絶対信を捧げ、即ち南無妙法蓮華經の妙行に依る妙証なることは、生死一大事血脈鈔に『信心の血脈なくば、法華經を持つとも無益なり』と誠あられ、教行証御書には『末法には教行証の三俱に備れる。例如正法』等と示されたるに見ても明かである。

されば末法弘通の大綱は、仏陀の每自悲願の結晶たる妙法五字の下種であるが、かゝる五字は信心の一念に依て、直ちに順縁受持の三秘妙行となるのである、これ聖人は常に『只南無妙法蓮華經と計り五字七字』(題目鈔)、或は『二十八年の間他事なし、只南無妙法蓮華經の五字七字』(八幡鈔)等と、一秘三秘の別なく五字七字と仰せられて居るが、併し嚴密にいへば一秘は五字、三秘は七字を分つべきことは、本尊鈔に受持譲与の下は五字、流通段は事行の七字に見る如くである。随つて一秘は五字、三秘は七字で、一往理法と乘法との別は見ゆるが、併し本尊鈔には天台の一念三千を次第に会理帰事して、『本有の三因』とも『因果具足の五字』とも説き、治病鈔には台当の一念三千を本迹事理『天地はるかに殊也』と判ぜられ、經文には『是好良業』とも、『此大良業色香味皆悉具足』等も見ゆる如く、妙法五字は既に天台の一念三千の理法とは異り、本仏の因果具足の乘法であり乗種でなくてはならぬ。若し聖密房御書に

宗と申すは戒定慧の三学を備へたる物なり。其中に定慧はさてをきぬ、戒をもて大小のぼうじ(標示)を、うちわかつものなり。

等と示さるゝ如く、一秘三秘は素より信謗に依る三学の開合の異で、一秘は合で三学の教、三秘は開で三学の行で、

本門の妙戒なる信に依る『是名持戒』に依て、教行の標示を分つのである。即ち一秘の良薬たる末法逆縁下種の教は、信心に依て順縁三秘の妙行となり、且つ三秘の本質は三学であるが、聖人はこれを表現するに當っては、上述の如く一秘三秘共に五字七字を以てせられて居るのである。これ実相鈔に『釈迦多宝と云ふも用の仏、妙法蓮華經こそ本仏』とも、初心成仏鈔に『己心の妙法蓮華經を本尊』とも、問答鈔に『法華經の題目を本尊』等に見る如く、それ等は何れも教の一秘五字に寄せて本門の本尊を表して居るからである。さればかゝる教の五字表現の本尊を、天台の一念三千の理法の如く解したのが、古来よりの法本尊論主張の根柢である。併し草成仏口決には『一念三千の法門をふりすぎたてたるは大曼荼羅』と説き、且つ録外考文がこれを、日女鈔の『諸仏すがたきたる本尊』と同義と解し、口決の前文に『事の顕本は生を表す蓮華と顕はる』等と見ゆる如く、天台の理觀と異る『久修業所得』の、常修常証常滿常顯の事顯本の本仏を表したることはいう迄もない。これ法本尊と主張しつゝ觀如透師が、『唱行一途盛述、真実所觀（本尊）所唱（題目）所持（妙戒）所尊等之一切万徳、總括無非五字題目』と述べるゝ所以である。

八、聖人の本尊としての大曼荼羅

由來仏教の本尊は阿舎の随処に三婦を見、長阿舎一二には『婦命一切智、一切衆安樂』、増一阿舎四五には『婦命中尊』等と見ゆる如く、我等の婦依処たる絶對者である。されば希臘哲學者のクセノフアネスが

若し牛獅子等にして、人類の如く図画の才能を有すれば、彼等の描出する神は、必ずや彼等の動物の形態のものであらう

と喝破せるは、これよく本尊の本質を明にしたものであらう。されば古代印度に於ては、仏教の絶對者たる仏陀を刻

すべき部分に、菩提樹、金剛座、法輪、仏塔、仏足を刻して之に代へ、大乘仏教の興起頃より仏像を見るに至り、後真言密教起るに至り字印形の三様式を以て之を表し、就中字とは諸仏諸尊の種子を以て之を表したが、後世の名号題日本尊等は、かゝる本尊様式に準じたものといはれて居る。何はともあれ聖人は乙御前御消息に

くまらえん三蔵と申せし人をは、木像の釈迦をわせ給ひて候しぞかし。日蓮が頭には大覚世尊下せ給ひぬ、昔と今と一同也

等と述べられし如く、本仏の實在を信じた聖人なればこそ、如来使として忍難弘通が全うせられたのである。かゝる大覚世尊とは聖人の絶対者であり、法華經に説かれた真の本尊でなくてはならぬ。されば仮令題目或は名号を以て標幟せられたとて、曼荼羅を以て法本尊と呼ぶべきではなからう。されば問答鈔の扶老に曼荼羅を以て、『惣々於別別に於惣』の法本尊と解せるは、總勘文鈔に所謂『十界外無レ仏、仏外無三十界、依正不二身土不二、以三仏身体二云三寂光土』とは、主師親三徳の釈尊の総貌でなくて何であらう。

されば古來題目曼荼羅を以て法本尊と解し、就中日蓮が本尊鈔文段に於て、本尊段は題目(法)本尊、流通段は釈迦(仏)等と一鈔の内に法仏本尊の説をなし、報恩鈔の啓蒙扶老並に近代またこれに倣ふを見、又綱要師が本尊に在末順逆の説をなす如きは、聖人の本尊を惑亂し、末代の凡愚を惑はすものといはなければならぬ。

今崎報の本尊特集号に就て見るに、望月所長は、遺文中本尊に關して述べられたる四十八篇を挙げ、これを一、曼荼羅四篇、二、妙法五字二篇等と六篇は法本尊、三、釈迦仏(釈迦仏法華經)、四、法華經等の四十二篇を悉く釈迦本尊となし。鈴木教授は本尊を先づ法仏の二種に分ち、法本尊に題目、曼荼羅の二類、仏本尊に釈尊、一尊四士、二尊四士の三類の五種の別を分ち、二種本尊の広略等と述べて居るが、兩説共に本尊に法仏二類を分つことは、滅後二百

五十年頃の扶老好師觀如透師を代表とする本尊義と同行異曲ではなからうか。上來屢述べたる如く聖人は、末法の導師として専ら逆縁の為に神力別付の教としての妙法五字を弘通したが、佐渡順縁に妙行としての三秘を光顯するに當つては、七字の題目を以て三秘を表すべきことは、正しく所謂佐渡百幅の如くあるべきである。然るに遺文に於ては望月所長の五字の二篇を始め、例へば佐前題目鈔の『南無妙法蓮華經の五字七字』、晩年の八幡鈔の『妙法蓮華經の七字五字』等の如く、一秘三秘の別を分たず漫然五字七字等と遊ばされたことは、逆縁下種の五字教法を七字の順縁妙行へ通入せめんがためである。その所期が実相鈔に所謂『二人三人百人乃至刹へ広宣流布の時は大地を的するなるべし』の、四皆歸妙に依る国土の脱益たる戒檀成就にあつたからである。若し綱要導師が本尊鈔末文に依て逆縁本尊の説をなすが、この五字には三秘の妙行としての本尊の義は全くないことは明かである。

何れにせよ聖人の本尊に広略等の別はさること乍ら、法仏の二種を分つことはこれ全く、『日蓮が頭には大覚世尊かはらせ給ひぬ』と遊ばされたる、聖人の本意に背くものである、要は五字表現の底意に達せざるがためであらう。これに就ては第六回教学大会に於て田村芳朗氏が、『日蓮聖人に於ける仏と法との關係』に於て、『久遠仏の力は決して姿意的のものでなく、法の価値にあづかることに依て、久遠の仏たり得るものである。久遠仏によつて功德化されるどころの、我々に働きかけ、世界をゆり動かす生命力をもつたものである』（崎報一〇一、取意）等の意に依る仏本尊なることは、遺文に漲る表現から觀取し得るのである。而してかゝる本仏を中心とする曼荼本尊の構成に就ては、上述の如く文永元年五月唱題鈔に、法師神力の兩文を以て本尊の根柢とし、次で安国論を著して三界仏国を以て一代弘通の規模としたが、隅伊東の配流の折釈迦仏を感得し、これを寿量本仏に擬し、爾來佐渡身延に奉持せられたのであつた。かくて身延入山後富木（真間供養は常修録が始聞仏乘義と前後に掲げ、境目、諦目共に弘安二年に系たるが

正しきか) 四条氏等にも、釈迦仏造立のことあり、以て富木殿に四菩薩造立を見たのである。若し曼荼羅に就ては文永の佐渡百幅を始め、爾來建治弘安に亘つて、現に百廿三幅を見るが、是等に皆安国論に依る四海帰妙への依止処としての本尊と解すべきである。聖人は開教以來留難重疊の間、安国論の規模に依る本尊造立の機会を持たなかつたことは、隨身仏奉持の事情に見ても明かである。又遺文中題目、釈迦仏、一尊四士、曼荼羅を以て本尊とは述ぶるも、未だ本尊に法仏の別並に取捨傍正のことを述べた文は全く見ないのである。故に遺文並に曼荼羅等に見ゆる諸種本尊は、悉く仏本尊の総別広要の異と解すべきで、造像としては一尊四士であらう。

若し滅後建武の頃中山本妙寺日祐造立の二尊四士、並に影山教授の造像史(崎報特集)に見ゆる、全年頃の京都方面に在する繪曼荼羅、更に後年現に各地に見る宝塔中心の二尊四士以下造像本尊等は、悉くこれ大曼荼羅の模写たる紙木広略の別に外ならぬのである。何れにもせよ聖人の本尊の表現は、本尊鈔の『塔中妙法蓮華經、左右釈迦仏多宝』即『釈尊脇士』云々とも、報恩鈔の『本門の教主釈尊を本尊とすべし、所謂宝塔の内の釈迦多宝』即『外(善徳分身)諸仏』云々とは、題目即ち本門の本仏とを中尊とする、本門本尊表現の二種同意の形式と見るべきである。御義口伝に『無作三身の宝号を南無妙法蓮華經と云ふなり』とは、全く此の意を述べたものである。併し題目即本門本仏なることは、本尊鈔の『釈尊脇士』の文に依て明かであるが、本門の開顯は迹門宝塔品の二仏の化儀に依る証前起後、就中起後の分身來集を以て本門開顯の緣由とする故に、妙法蓮華經の『左右釈迦多宝』と『宝塔の内の釈迦多宝』とは、かゝる本門開顯の緣由に寄せたる本門開顯の本尊の本質に外ならぬのである。されば本尊鈔は題目即本仏に寄せて中尊を説き、報恩鈔は『宝塔の内の釈迦多宝』に寄せて、迹門の釈尊にあらざる本仏の意を表現したものである。

然るに本尊鈔の題目即本仏の意は解し難き故に、直ちに諸法実相鈔に於て

釈迦多宝の二仏と云も用の仏也。妙法蓮華經こそ本仏にては御座候へ、經云『如来秘密神通之力』是也。如来秘密は体の三身にして本仏ぞかし、神通之力は用の三身にして迹仏ぞかし、乃至本門寿量品の古仏たる釈迦仏、迹門宝塔品の時涌出し給ふ多宝仏、涌出品の時出現し給ふ地涌の菩薩等を、先造り顕はす事、予が分齊にはいみじき事也等と釈されて、本尊鈔の五字は体の三身たる本門寿量の本仏なる意を明かし、迹門宝塔品の釈迦多宝は用の三身として本仏に統括せらるべき意を示し、重ねて取要鈔には『此多宝仏寿量品教主釈尊所従也』等と会釈せらるる所以である。これ曼荼羅が題目即本仏を總体の中尊とし、報恩鈔の『外の諸仏』以下の十界を別相として、総別兼奉、総々於別別々於惣、輪円具足の功德聚を大曼荼羅の總貌となし、且つ十界は悉く本仏の自体顕性なる意を明にすべく、日女鈔に『妙法五字の光明にてらされて本有の尊形となる』等と述べて、曼荼羅を以て經文の『我此土安穩、天人常充滿』、本尊鈔の『本師娑婆』となし、かゝる『本時娑婆』の本質たる四十五字に則り、これを經文の『後五広布』に準じて、末法に具現せんとせられたのが安國論の『三界仏國』の理想であり、大曼荼羅はその具體的相貌である故に、後五広布三界仏國即ち本門の戒壇成就の依止処としての本門の本尊と呼ぶるゝ所以である。若し実相鈔の『先造り顕はす事、予が分齊にては、いみじき事也』とは、これ戒壇成就の義も觀取出來ぬではないが、今は本尊の義として見るべきことは、生涯隨身仏を奉持せられたるに徴して明かである。

上述の如く釈迦多宝の二仏は、迹門当分に在ては本門末蹟の故に、儀軌等に見る如く中台の二仏で、本門顕はるれば開顕の化儀、即ち用の二仏に外ならぬ故に、二仏を本尊として止揚する意は全くないのである。されば二尊四土は曼荼羅の一往の略相であり、迹門の本尊ではあるうが本門の本尊ではない。されば報恩鈔の啓蒙には二仏に就て、一、迹門塔中の釈迦の脇土。二、妙法中尊二仏並座。三、釈迦と句切多宝以外脇土。四、標文釈迦本尊、釈迦多宝境

智不二等の解をなし。又本尊鈔の扶老には

於_二塔内_一是則中尊妙法五字也と現顕あるにはあらず、是只以_二道理_一書_二塔中妙法蓮華經左右等_一也。塔内に釈迦説て多宝証する道理、妙法蓮華經は両仏の中央なることを其義可_レ知

等とは、何れも二仏を以て顕本の化儀の義となしたるものである。されば扶老は聖人の本尊を一尊四士と大曼荼羅の二種となし。啓蒙の諸義を排し『況以_二釈迦多宝_一為_二本尊_一、以_二本化四大士_一為_二多宝脇士_一義、いかゞはしき義也』等と二尊四士本尊説を排する所以である。由來二尊四士本尊は滅後九十年頃の、中山日祐の善根記に始めて見ゆるもので、後綱要導師に依用せられた本尊説で、遺文中未だ多宝本尊の義は全く見ないのである。されば觀如透師に本尊義に、多宝非_二本尊_一、非_二脇士_一、例世政事執行座え立合人如云々。多宝仏以_二証明法華仏宝塔主_一故、顯_二宝塔中相_一表_二境界智不二造_一立並座像_一也。然非_二説教主_一故非_二本尊_一。是証明仏故非_二脇士_一、乃至釈迦多宝為_二脇士_一諸御書一向無_レ之等と述ぶるに依ても明かである。随つて二尊四士は法華曼荼羅の根本たる、不空儀軌の形相の繼承たる法華迹門本尊に外ならぬのである。

されば上述の如く聖人造像本尊としては、隨身と共に、一尊乃至一尊四士のみで、若し曼荼羅本尊には現に文永の二五、建治の二一、弘安の七七の一二三幅を見るが、晩年身延に於ける本尊としては遺文中、常に釈迦仏法華經、又は單に法華經等と示されて居るが、法華經とは天台の法華三昧懺儀の本尊に見ゆる法華一部と同じく、單なる能詮の經文ではなく、能詮の一部に寄せたる所詮本仏の意であり、屢妙法五字を以て表せられたものと同義と解すべきであらう。これ望月所長が法華經本尊に就て、『法華經の宝前といふは表現は、仏に對する法の主張ではなく、広い意味に於ける法仏を籠めての宝前の相を示したものである』といへる如く、先の天台章安と同意であり、禪師の『即法之人』

仏本尊義と全く同意である。随つて聖人晩年に於ける遺文に見ゆる釈迦仏、妙法五字、法華經の表現は悉く同義と解すべきである。これ開經偈に『能詮報身、所顯法身、色相文字、即是応身』と讚する所以である。即ち本尊鈔の『塔中妙法蓮華經』とは、これ所詮の法身であり、報恩鈔の『本門の教主釈尊』はこれ能詮の報身であり、色相の文字なる法華一部は、能説の教主に寄せて応身と説かれたものである。

何はともあれ生涯法華經の行者を以て任じた聖人が、法華經を本尊とせられたことは、四条金吾殿御消息に、龍口法難を追懐して『法華經のゆへ題目の難にあらざれば、捨し身も蒙る難等も成仏のためならず』と述べ、転重經受法門に『法華經は紙何に音をあげてよめども、彼の經文の如くふれまう事かたく候か』と見え、檀越某御返事には、『法華經もよも日蓮をばゆるき行者とわをぼせし、釈迦多宝十方の諸仏地涌千界の御利生、今度見はて候はん』等と遊ばさるゝに依て、法華經とは妙法五字を以て表現せられた、聖人の『頭にやどらせ給ふ』本門の教主釈迦仏なることは、問答鈔に『法華經は釈尊の父母諸仏の眼目也』等の文に依ても明かである。

九、聖人本尊の帰結

上述の如く聖人の本尊としては、現に聖人御親作の大曼荼羅百廿三幅が存するに依て、我宗の本尊は釈尊の総貌たる大曼荼羅なることは明かである。されば是等に対する聖人の御教示が、遺文に見ゆる本尊の御解釈で、これに依れば大曼荼羅を中心として、その本体は釈迦仏であり、若し能詮に約せば法華經であり、その所詮に於ては始覚の釈迦に簡んだ、妙法五字を宝号とした本門の釈尊で、造像には釈迦仏並に大曼荼羅の要略としての一尊四士がある。随つて聖人の本尊としては、大曼荼羅、釈迦仏、法華經、妙法五字、一尊四士の五類を見るのである。且つ聖人は本尊鈔

に曼荼羅に寄せて、かゝる本門の本尊を開顕するに當つて、八宗異目鈔を顕して八宗の中、先づ俱舍成実律宗等の小乗の本尊は一向に釈迦応身、華嚴三論法相等の權教の本尊は三身各別の釈迦本尊、真言の大日（法身）淨土の弥陀（報身）本尊は之に同じ、文句九の『仏於三世等有三身』於諸教中「秘之不伝」の文、並に文句十の三因仏性の文を引いて、法華經を以て三因仏性に依る無作三身を明す經典となし、更に譬喩品の『今此三界』、並に壽量品の『我亦爲世父』の文に寄せて、かゝる無作三身の釈尊を以て主師親三徳の教主となし、『自法華宗外真言等並淨土宗等、以三釈迦如來不知爲父、例如三皇已前同禽獸』等と、本門の本尊が八宗本尊に勝る、所以を明かにし、加之藏通二教は心生の六界、別教は心生の十界を明すも、未だ心具十界を明さずとなし、天台の一念三千に寄せて、法華の円は不思議の十界互具を明すなし、本門の本尊たる無作三身は十界を總体となす所以を明して、大曼荼羅を以て小権顕密超過の本尊となし、釈迦仏一尊四士等を以て、略示の本尊とせられたのであつた。

今右の諸宗本尊を且く法相の有空中三時教に寄せて判ずれば、俱舍成実律宗等小乗の本尊は、三世実有法体恒有の有を以て本尊の本質とし、伽耶成道の生身乃至応身仏であり、華嚴三論法相真言等權大乘諸宗の本尊は、空を本質とする法身仏であり、これに対し天台は塵点始覺三身具足の報身仏、宗祖は且立塵点本覺無作三身の法身仏を取るは、自ら真空妙有本質とする本尊である。されば小乗の生身仏に対し本尊の実在性の要求を充たして、權大乘の法身仏思想が生れ、此に生身を応身と呼ぶいたのであるが、更に生身と法身とを一身に備へた、生法二而不二の仏として、報身乃至無作三身の仏と見るに至つたのである。されば右の如き四種仏身はこれを真應二身に配すれば、生應二身は有始有終の応身、報法二身は無始無終の真身となるのである。且つかゝる真身は応身の事仏に対すれば理仏なるが故に、かゝる理仏を乘法と解せず理法を解したのが、従来の所謂法本尊説であらう。併し聖人は妙法五字を以て単

なる理法と解せず、妙法を以て寿量所顯の法身真身の意を以て解したることは、本尊鈔に因行果徳具足の五字とも、五支具足の五字とも述ぶる如く、八宗違目鈔に文句の三因仏性併びに三身を主師親三徳に寄せて、聖人本尊の本質となし、かゝる乘法を以て神力別付の要法、即ち寿量品の『是好良藥』となし、開目鈔には『一念三千の法門は、但法華經の本門寿量品の文の底にしづめたり』等と説て、一大秘法の本質は本仏の本因本果具足の乘法で、天台の單なる十如実相の理法とは異なる、色香味具足の乘法なるが故に、本尊鈔に華嚴大日等を『本有三因無_レ之 以_レ何定_レ仏種子、非_レ一念三千_レ仏種_レ者、有情成_レ仏木画_レ二像之本尊有名無実也』等と説ける所以である。さればかゝる法身を以て表する本尊の本質は、小乗の分段生死の灰身滅智より、權大乘の変易生死を経て、更に実大乘の常住仏身への進展の結果であり、里見教授の『時間を空間に置き換へたる法体恒有の思想』で、かゝる法体恒有法身常住の思想は、これ全く科学的の弁証法ではなく、我等の自覚的行為の所産で、次元の異なる価値の世界であり、悟りの世界であり、田村教授の所謂『価値にあずかることによつて、久遠の仏たりうるものである』。かゝる思想を生身仏に対して法身仏と説くのである。併しかゝる価値の世界は、古來屢固体的觀念として受取られたことは、凝然真如不作諸法の思想の存することに依て明かである。かくの如く仏身に於ける生法二身は、常に時間を超越した無形の存在価値の觀念を以て表せらるゝ故に、法身は動もすれば唯理觀念に陥り易い故に、仏陀は寿量品に於て八十八滅の伽耶生身を、分段生死の無限の連続の上に移して、永遠不滅の生命を創造し、光寿二無量に寄せて、絶対価値を附与せられたのが、寿量品の五百億塵点の説である。これ全品に『慧光照無量、壽命無數劫、久修行所得』と説き、又涌出品には『父少而子老』等、時間を空間に置き替へた逆の弁証に寄せて説かれたる所以である。

かくの如く法華經が価値開顯の經典なることは、龍樹が大論に仏身に法身生身、真身化身の別を説き、就中論の三三

に華嚴の無量阿僧祇の一生補処、並に涌出品の地涌千界を以て、かゝる法身真身の内眷属大眷属（二五、三〇）等と説き、堅慧が入大乘論に『応化衆生法身常在、如法華壽量品所レ明』（三一、三七）等と説き、世親が法華論に壽量の仏身に法報応の三身を説き、更に中国に至っては羅什門下の、法華註家中道生、僧叡慧觀を初め、劉虬、道朗、法雲等が、伽耶の生身色身応身に対して、壽量の仏と法身仏を説き、天台が『通明三身正在報身』（文句）、聖人が且立摩点始覺即本覺の法身と説き、生身応身乃至迹門始覺仏等に簡んで、五字の宝号に寄せて表現せられた所以である。

一〇、本尊と所期の戒壇

上來聖人の本尊に就ては、粗ぼこれを明にしたのであるが、上述の如く聖人の本尊は、題目にまれ、法華經にまれ、曼荼羅にまれ、一仏、一尊四士にまれ、悉く壽量本仏の総別の体相に外ならぬのである。即ち五字の宝号は本仏教主釈尊の別称であり、十界の依正を以てその総相となし、本門八品の儀相に寄せて顕はしたる本師の娑婆たる本国土妙に外ならぬのである。且つかゝる曼荼羅は法華經の後五広布を實現せんとする、聖人一代の主張たる立正安国の所謂三界仏国の理想実現の根本依止処たる本尊である。されば本尊鈔には『一閻浮提第一本尊可レ立此國』等と、本尊に寄せて戒壇の成就を述べ、撰時鈔には『一人二人乃至大涅槃の大海』とも、報恩鈔には『日本乃至一閻浮提』等とも、後五広布を戒壇の成就に寄せて述べらるゝ如く、曼荼羅に則りたる浄土實現こそは、佐渡以来就中身延御入山後の遺文に漲る聖人の御主張である。かゝる事實は上來屢述べたる如く、安國論に妙法広布に依る三界仏国を以て、聖人弘通の最後の目的とせられ、その実現の根拠として、常に神力品の勸奨付属の文たる

所在国土、若經卷所住之處、若於三國中、若於三林中、若於三僧坊、若白衣舍、若在三殿堂、若山谷曠野、当知是

処即是道場

の文を引用せられ、妙法受持の行者の住処即道場、即ち本門の戒増と述べらるゝ所以である。されば聖人は文応以来文永十一年に亘り三度幕府を諫曉せられ、一度身延に入らるゝや『又錦をきる辺せあらんすらん』等と、後五広布を対決の曉に期しつゝ順縁子檀の上に実現せんとせられたことは、建治元年の身延山御書に『伝へ聞く釈尊の住み給ひける鷲峰を、我朝此砌に移し置きぬ』等と述べらわしを始として、爾來常に身延山を以て、天竺の靈山、支那の天台山、本朝の比叡山に勝るゝ道場と歎し、自ら一期弘通の目的たる、本門戒壇の中心に擬せられたることは、弘安二年の四条金吾殿御返事に

我が身法華經の行者ならば、靈山の教主釈尊、宝淨世界の多宝如来、十方分身の諸仏、本化の大士、迹化の大菩薩、梵釈龍神、十羅刹女も定で此砌におはしますらん。水あれば魚すむ。林あれば鳥来る。今此所も如此菩薩の住給ふ功德聚之砌也

等と身延山を以て功德聚即ち曼荼羅に擬し。更に翌年の南条兵衛七郎殿御返事には、自らを神力別付の一大秘法所持の行者となし

かゝる不思議なる法華經の行者の住処なれば、いかでか靈山淨土に劣るべき神力品云『若於林中、乃至而般涅槃』云々。彼月氏の靈山は本朝此の身延の嶺也

等と述べて身延を以て、此の国より完成せらるべき、本門の戒壇の中心に擬せられ、且つ弘安五年九月十九日御臨終に先立って、池上より最後の書を波木井殿に寄せて、『いづくにて死に候とも、墓をば身延の沢にせさせ候べく候』と宣はれたのは、九ヶ年棲神の道場たりし身延を以て、後五広布の中心道場、即ち本門八品顯現の靈山淨土に擬せら

れたものと見なければならぬ。

されば後年綱要日導は『受持之処即是一分戒坦』（刪略七）と説かれ、更に本妙日臨は

理者戒坦雖_ニ常立_ニ而顛倒不_レ見、若其深信者向_ニ大曼荼羅_ニ有_レ入_ニ常住戒坦_ニ、事者斯有_ニ分滿_ニ者經王所安道場、茅宇草堂皆是戒坦。滿者正待_ニ時至_ニ也。（本化教觀撮要）

等と、受持当処の戒坦に事理分滿を説いて事坦の相を明かにし。若し玉沢の恒睿日智は

抑も教大師は戒坦を一所に築き、今家は戒坦を六十余州に建てり。六百年來円戒盛に弘まる、豈數百年の後を待て戒坦建立の義あらんや。日本国内本門本尊安置の靈場軒を連ね、甍を並べたり、昭々たる本門の戒坦なり等と臨師の事檀説に更に詳せられたのである。

されば遺文中『尋_下似_ニ靈山淨土_ニ最勝地_ニ、建_ニ立戒坦_ニ者歟。可_レ待時耳』等（三大秘法鈔）と説けるは、上掲の諸文と全く趣を異する故に且く措き、遺文中三秘を説ける、行者值難事には『本門本尊与_ニ四菩薩戒坦_ニ』、法華取要鈔、教行証御書は共に『本門本尊与_ニ戒坦_ニ』と説き、就中三秘を詳述せる報恩鈔に於ては、単に『_ニには本門の戒坦』とのみ説て何等相貌を述べざると、本尊鈔に葉王品の後五広布の文等を引き、末法広布を説いて『一閻浮提第一本尊可_レ建_ニ此国_ニ』等と本尊に寄せて戒坦を密説し、且つ当体義鈔には神力品の勸契附属の文意に依り、『正直捨_レ方便_ニ但信_ニ法華_ニ、唱_ニ南無妙法蓮華經_ニ入_ニ乃至其所住之処常寂光土也』等と述べられたる文に徴して、遺文中何等戒坦の相に就て述べざるは、上掲の身延靈山淨土説と合せ考へて、身延中心に曼荼羅の如き淨土、即ち本門の戒坦の完成を期されたことは、後に日興が波木井殿への書に

一閻浮提之内日本国、乃至甲斐國中波木井郷、久遠実成釈迦如来之金剛宝座也。又安国論之趣違まいらせ給ふべか

らず

等と述べらるゝに依ても明かである。されば撰時鈔に

日蓮が法華經を信じ始しは、日本国には一帝一微塵のごとし。法華經を二人三人十人百千万億人唱へ伝うる程ならば妙覚の須弥山ともなり。大涅槃の大海ともなるべし。

等と遊ばされたるは、これ聖人の我等への遺属であり、大曼荼羅はかゝる四海帰妙への、本国土妙の根本依止処たる本宗の本尊でなくてはならぬ（三二、四、二〇）